

令和 7 年村上市議会第 2 回定例会会議録（第 5 号）

○議事日程 第 5 号

令和 7 年 6 月 2 7 日（金曜日） 午前 1 0 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 請願第 3 号 瀬波船だまりへドロ浚渫工事早期実施の請願
請願第 4 号 J R 米坂線早期復旧のための請願
請願第 5 号 河内集落と同じ条件で合併処理浄化槽の運営をお願いする請願
請願第 6 号 「30 人以下学級実現・教職員定数の改善・働き方改革・義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元を求める」に係る意見書の採択を求める請願書
- 第 4 議第 5 3 号 村上市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第 5 4 号 村上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第 5 5 号 村上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第 5 6 号 財産の取得について
議第 5 7 号 財産の取得について
- 第 5 議第 5 8 号 村上市国民健康保険税条例及び村上市介護保険条例の一部を改正する条例制定について
議第 5 9 号 村上市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 6 議第 6 0 号 村上市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第 6 1 号 財産の取得について
議第 6 2 号 財産の取得について
議第 6 3 号 財産の取得について
議第 6 4 号 財産の取得について
- 第 7 議第 6 5 号 令和 7 年度村上市一般会計補正予算（第 2 号）
議第 6 6 号 令和 7 年度村上市上水道事業会計補正予算（第 1 号）
議第 6 7 号 令和 7 年度村上市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 8 議第 6 8 号 令和 7 年度村上市一般会計補正予算（第 3 号）
- 第 9 議員発議第 4 号 「30 人以下学級実現・教職員定数の改善・働き方改革・義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元」に係る意見書の提出について

- 第10 議員発議第5号 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について
 第11 議員発議第6号 鮭増殖事業に対して支援を求める意見書の提出について
 第12 議員派遣の件

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（19名）

2番	佐藤憲昭君	3番	野村美佐子君
4番	富樫光七君	5番	上村正朗君
6番	菅井晋一君	7番	富樫雅男君
8番	高田晃君	9番	小杉武仁君
10番	河村幸雄君	11番	渡辺昌君
12番	尾形修平君	13番	鈴木一之君
14番	鈴木いせ子君	15番	川村敏晴君
16番	姫路敏君	17番	長谷川孝君
18番	大滝国吉君	19番	山田勉君
20番	三田敏秋君		

○欠席議員（1名）

1番 魚野ルミ君

○地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	高橋邦芳君
副市長	大滝敏文君
教育長	遠藤友春君
政策監	須賀光利君
総務課長	長谷部俊一君
財政課長	榎本治生君
企画戦略課長	山田美和子君
税務課長	永田満君
市民課長	小川一幸君
環境課長	大滝誓生君

保健医療課長	押	切	和	美	君
介護高齢課長	土	田		孝	君
福祉課長	太	田	秀	哉	君
こども課長	高	橋		朗	君
農林水産課長	小	川	良	和	君
地域経済 地振興課長	富	樫		充	君
観光課長	山	田	昌	実	君
建設課長	須	貝	民	雄	君
都市計画課長	小	野	道	康	君
上下水道課長	稲	垣	秀	和	君
会計管理者	大	滝		豊	君
農業委員 農事務局長	高	橋	雄	大	君
選管・監査 事務局長	前	川	龍	也	君
消防長	瀬	賀		誠	君
学校教育課長	小	川	智	也	君
生涯学習課長	平	山	祐	子	君
荒川支所長	阿	部	正	昭	君
神林支所長	志	田	淳	一	君
朝日支所長	五	十 嵐	忠	幸	君
山北支所長	大	滝	き	く み	君

○事務局職員出席者

事務局長	内	山	治	夫
事務局次長	鈴	木		渉
書記	河	内	真	人

午前１０時００分 開 議

○議長（三田敏秋君） おはようございます。ただいまの出席議員数は19名です。欠席の者１名で、魚野ルミさんからは体調不良のため、欠席する旨の届出がありましたので、お知らせをいたします。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付の議事日程により議事を進めてまいりますので、よろしく御協力のほどお願いいたします。

日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（三田敏秋君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の規定によって、10番、河村幸雄君、13番、鈴木一之君を指名いたします。御了承を願います。

市長の発言

○議長（三田敏秋君） ここで市長から発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

○市長（高橋邦芳君） おはようございます。本定例会におきまして、野村議員から御通告をいただきました一般質問のエアコン設置補助制度についての御質問の際に、「実際に申請に行ったけれども、あなたはエアコンを設置していて、故障になって何年間かつけていないので対象になりませんと門前払いだった、本当につらかった、そういう声も２件私も直接聞いています」といった御指摘をいただきました。これまで窓口を担当する職員はもちろんのこと、全ての職員に対しまして来庁される方への対応や市の制度に対する問合せへの対応については、市民の立場に立ち、丁寧な説明を行うよう指導してまいりました。私自身、市民の皆様から窓口の職員の対応について、お褒めの言葉をいただく機会が随分と増えたと感じているところであります。そうした中、野村議員の御指摘を受け、私としては大変驚くとともに、こうした事実があったとするならば、それは看過できない、実態について把握させていただくと御答弁を申し上げたところであります。

その後、直ちに関係する窓口を含め調査を行った結果、御相談に来られた方のお話をお聞きせずに対応したという事実は確認されませんでした。このたびの件は、市民の皆様に対する市の窓口サービスに対し、職員の対応を含め、信頼を著しく損なうものであると受け止めております。改めて、職員の名誉回復を図ることはもちろんであります。市の窓口サービスをはじめ、行政サービス全般についての信頼回復を図るため、発言の機会をいただいたところであります。議長には発言の機会をお許しいただきまして、心より感謝申し上げる次第であります。

以上であります。

日程第２ 諸般の報告

○議長（三田敏秋君） 日程第２、諸般の報告を行います。

理事者から報告をお願いします。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） 諸般の報告について申し上げます。

初めに、熊に対する注意喚起について御報告いたします。先月５月15日に南魚沼市内で、５月29日には五泉市内、今月６月４日には長岡市内でいずれも山中で熊に襲われる事案が発生しており、現在県内には熊の出没警戒注意報が発表され、５月15日から７月14日までの２か月間を熊出没警戒強化期間として注意喚起がなされております。本市においても６月に入り、熊の目撃情報が本市の市街地からも寄せられており、熊の行動範囲が広がってきていますので、山や川と隣接している公園や広場、河川敷、畑などに近づく際には特に注意が必要と考えているところであります。

市といたしましても、村上警察署や猟友会と協力しながら、おりの設置やパトロールなどを実施しているところでありますが、早朝や夜間にウォーキングやジョギング、農作業などを行われる場合は、運動のコースや時間を考慮し、熊鈴やラジオなどで音を鳴らして作業するなど、十分な対策を講じていただきますようお願いいたします。

次に、ゆり花温泉で地下水汚染が確認されたことにつきまして、その後の経過について御報告いたします。先般６月９日にゆり花温泉において、温泉法に基づく成分分析において、0.077ミリグラムパーリットルのカドミウムの検出を覚知したことについて御報告いたしましたところであります。その後、配湯を休止しておりました福祉センターゆり花会館ほか２施設の温泉排水及びゆり花温泉源泉地の源泉の調査を実施したところ、６月16日に検査結果が示され、いずれの場所も環境基準値の0.003ミリグラムパーリットルを下回る0.001ミリグラムパーリットル未満となり、カドミウムの検出は認められませんでした。このことを受け、６月16日から各施設への温泉供給を開始し、ゆり花温泉の入湯を再開したところであります。引き続き、ゆり花温泉を安心してお使いいただくため、カドミウム含有量については、定期的に調査をしながら監視を続けてまいります。

次に、岩船港防災訓練につきまして御報告いたします。先般６月25日に岩船港を会場に村上・岩船地域「命のみなとネットワーク」推進協議会の主催により、岩船港防災訓練が行われたところであります。当日の防災訓練では、粟島浦村付近を震源とするマグニチュード7の地震が発生し、粟島浦村で震度7、村上市で震度6強の揺れが観測され、津波警報が発表されたという想定で訓練を実施し、北陸地方整備局、第9管区海上保安本部と新潟県、粟島浦村、村上市及び関係団体との間で被害の把握に関する連携や避難所設営に関する指示訓練と情報共有の確認などが行われました。また、大型浚渫兼油回収船「白山」、新潟リハビリテーション大学や新潟県漁業協同組合岩船港支所所属の漁船による緊急物資輸送訓練、防災協定を締結しているNPO法人コメリ災害対策センタ

一、A k i F a c t o r yや新潟県港湾空港建設協会などの御協力をいただきながら、物資調達と緊急支援物資の海上輸送や陸上輸送の実動訓練を実施し、連絡体制や支援物資の積卸しの手順などについて訓練を行うとともに、ドローンによる現地状況の把握訓練を行ったところであります。

災害時には道路の寸断や交通状態の悪化が想定されますので、海上輸送のルート確保は大変有効であるほか、港を通して様々な船舶が持つ機能を災害時の支援に役立てることができ、村上岩船圏域はもとより、県北エリアの安心づくりに大きく貢献するものと考えているところであります。そうした港の災害拠点機能をより高めるため、関係機関との連携に努めるとともに、様々な機会を通じ、岩船港の活性化につきましても取り組んでまいります。

次に、小学校で発生したスクールバスの事故につきましては、教育長より報告をいたさせます。

私からの報告は以上であります。

○議長（三田敏秋君） 教育長。

○教育長（遠藤友春君） おはようございます。それでは、村上市内小学校送迎バスの事故に関し、御報告いたします。

令和7年6月23日午前7時30分頃、村上市内小学校駐車場において、スクールバス到着後に児童24人を降車させている中、バスの前方に落ちていた木の枝を除去しようと運転員がバスから降りたところ、停車していたバスがまだ降車できなかった児童を乗せたままゆっくりと動き出し、前方の保護者車両に接触した後、道路縁石に当たって停車するという極めて重大な事故が発生いたしました。幸い乗っていた児童10人にけがはありませんでしたが、バスを止めようとした運転員が転倒するなどして、骨盤と足首を骨折する大けがを負いました。この事故につきましては、児童を降車させる際の安全確認をしないままに運転席を離れたことなど、安全なバス運行を怠ったためと考えられますが、事故原因の詳細については、現在村上警察署で捜査中であります。

今回の事故は、多重事故につながりかねない重大な事故でありました。バスに乗車し、危険な状況にさせてしまった児童の保護者には直接おわびいたしますとともに、6月25日には保護者説明会を開催したところであります。また、スクールバスの運転事業者を集め、この事故の共有と再発防止や安全運行に関する指導を行ったところであります。事故に遭った児童の体調にも配慮しながら、事故の再発防止と一層の安全運行に努めてまいります。

私のほうからは以上でございます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

13番、鈴木一之君。

○13番（鈴木一之君） 御苦労さまです。このスクールバスの件でありますのですが、私も23日の日にあったということをほかのところから翌日ですか、お聞きしまして、すぐその足で学校教育課長のほうにお伺いさせていただきました。概要は、今日申し上げた点でありましたし、詳細についてはまだそこまで、けが人のこととかは伺わなかったのです。本来でしたら、これはあってはなら

ない大事故に及ぶ可能性もある。まさに子供たちがそこに乗っていて、途中で降りて、またその10人を乗せたまま運行してしまったと。ブレーキをかけたり、例えばそのところで安全策に徹しなくて、目の前に木があって、それを取り除くために、ドライバーはそこから席を外して行ってしまったという、そういう格好でありましたのですが、その中で私、1点ちょっとお聞きしたいことあるのですが、送迎に関して、また登下校に際して、学校としては駐車場のところに止まった車、そして児童が玄関まで移動することであろうと思うのですが、その辺り、職員は受入れ態勢というか、そのときはちゃんと数名の方でもそこで待機していて、子供の降りた姿を見て、そしてから玄関に誘導するということはなされなかったのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 学校教育課長。

○学校教育課長（小川智也君） 当日は、校長が正面玄関のほうで児童の出迎えをしておりましてけれども、バスの駐車場、こちらのほうには教員はついていなかった状況と聞いております。

○議長（三田敏秋君） 鈴木一之君。

○13番（鈴木一之君） 私どもも送迎とか、事業所単位で保育園とか幼稚園、もしくは小学校等々に私ども事業所としては送迎もする機会があります。必ず複数の職員が事業所のところでも車が入ってきたときにはちゃんと出迎えて、子供たちを降ろして、そして玄関へ移動するということはありますのですが、そもそも、そうすると駐車場で降りて、子供たちはそしたら山辺里の場合は駐車場があって、そこから少し玄関までちょっと距離あるのですが、そこまでは子供たちだけで入っていくということになります。だから、そういうところのことで、ほかの小学校等々はそれぞれ敷地から離れているところもあって、横づけして玄関に止まるというパターンもありますのですが、そういうところもあっても、やっぱり安全的なもので統一した形の中でマニュアル化をしていただいて、必ずその場所に、職員にそこにいていただいて、そうしたことであれば、木の枝が飛んできて、そこを除去するということにも職員がそこへ行って、それを取り除いたりとかということも可能であると思うのです。だから、その辺りの安全管理も含めてやっていただきたいと思いますし、今後はやっぱり統一した形の中で安全マニュアルの見直し、そしてから運行される方にも、くれぐれも基本的な問題でありますので、その辺りも熟知していただきながら運行していただきたいと思います。

私もこのたびの一般質問の中でもスクールバスの件もあって、全地区でもこれからスクールバスの運行もということで教育長さんにお話をさせていただいたときも、共有した件もありますので、その点も踏まえて、今後統一した形の中で安全対策を考えていただければと思っています。受入れ態勢、そして送迎の際と、そういうところもお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 教育長。

○教育長（遠藤友春君） 下校便においては、必ず職員がついて乗車させております。登校便については、今議員から御指摘のとおり、学校によってまちまちな迎えの仕方があるかもしれませんので、

もう一度点検して、再度共通した対応を図ってまいります。

○議長（三田敏秋君） 鈴木一之君。

○13番（鈴木一之君） 二度とこういうことがないように、本当にそこら辺り、安全・安心、そして子供たちのこれからの動きに対しても、市としても、教育委員会としても、みんなでカバーしていかなければならないと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（三田敏秋君） 16番、姫路敏君。

○16番（姫路 敏君） 私もマイクロバスの件なのですが、マイクロバスは村上市のマイクロバスであって、2つの方法がございますですね、送迎に関してみれば。1つは、事業者委託している。いわゆる村上観光さんとか、あるいは大滝自動車さんとか、そういうことで委託しているところと、あともう一つは市のバスを使って運転手をお願いするということだと思うのですが、この運転手さんは2種免許を取得しておられる方ですか。

○議長（三田敏秋君） 学校教育課長。

○学校教育課長（小川智也君） この事故のあったスクールバスは、2種の旅客交通の運行会社ではなく、1種のバスの運行会社のほうに運転業務を委託している方ですので、2種免許取得の方ではございません。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○16番（姫路 敏君） たまたまというか、私の弟も観光バス運転手です。それで、市役所からの業務委託で事業所を通して自分が運転手で、当然2種免許持っています。考えられないと。どういうことかという、2種免許を持っている運転手というのは観光バスのプロです。したがって、何を言いたいかという、そんな止まって人が乗り降りしているときに運転席を離れるなんていうのはとても考えられない。

それと、もう一つ、そういった観光バス運転をしているところ、バスの運転している事業所というのは、2種免許を持っている人であっても、その業務を新たにその人が面接して入ってきたとする。20時間の試行運転をビデオで撮って、それをいわゆる新潟県バス協会のほうですか、にしっかりと届け出て、それで乗せていない状況です。1人は社員の人がいますけれども、そういった形でしっかりと全部こなせて、20時間以上を得た人がバスの運転手としてやっと使える、業務ができるようになるのです。今厳しいのです、バスの運転手そのものも。何を言いたいかという、私はスクールバスをやるということになれば、先ほど鈴木議員からもありましたように、子供たちの命を守りながら当然やるわけです。したがって、そこで業務に就く、いわゆる普通の事業者で、恐らく運転手さんは、例えば大型免許持っているというだけで、その業務にすぐにやらせるのではなくて、いわゆる白ナンバーですから、業務運転手ではないと思うので、その部分について見れば、同じように20時間程度のしっかりとした運転の試行運転をして、村上市にその内容をビデオと共に

提出してくださいとか、しっかりと運転手が業務をできる、そこでお金もらうのだということになってはプロフェッショナルではないですか。それだけのことの運転手のレベルを上げてやるような施策を取らないと、これ幾ら言ってもまた、みんなで気をつけましようねなんて言っていたって、それだけの話ではないと思うのです。しっかりとした業務の中で、そういったことを義務づける。その仕事を取った方々、事業者は運転手を雇って、誰かいないか。雇い入れた運転手、あっ、ダンブ10年も運転していればオーケーですねと、大型免許持っているからといって運転手をさせるのではなくて、その運転手について、マイクロバスを運転する業務に当たっての安全注意事項、そして空のまま運転して、20時間ぐらい運転する、バックもさせる、普通の道路を走らせる、そういう業務をしてから運転手としての役割で送迎に入るところまで徹底してやらないと、また同じようなことが起きたら大変だろうと思います。うちの家族から聞いた話は、とても考えられないということです。プロフェッショナルがやる仕事ではないということなのです。どうでしょうか、市長、これは。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 今回の事案につきましては、全くもって信じられない事案ということに尽きるのだろうというふうに思っております。特記仕様の中で、そこまでの技術能力のスキルをしっかりとこちらのほうでエビデンス取っているかどうかというのは、入札をしている担当課のほうから答弁させますけれども、まずあり得ないことです。でも、完全に事故がゼロということは、これもあり得ない。それをどれだけゼロに近づけていくかということなので、徹底的にそういうことは、議員の御指摘もありますけれども、いろんな手法を取っていくべきだなというふうに思っております。これまでも度々、この運行事業者の皆さん、特に今学校教育課から答弁を申し上げました、1種運転員の事業者、ここやっぱりあるのです、事故が。ケアレスミスみたいなところもあります。こういったささいなことも含めて、それがあということは次の大きなリスクにつながる可能性があるのだということを私も直接再三申し上げさせていただいております。それと同時に、その運転員のこの働き方改革も含めて、ここがきゅうきゅうとしていけば、また大変になりますので、このところにもしっかりと手当てをなささいという指示もさせていただいております。打てる手は、これからもしっかりと打っていきたいというふうに思っております。

特記仕様の件につきましては、担当課から答弁いたさせます。

○議長（三田敏秋君） 財政課長。

○財政課長（榎本治生君） このスクールバスの運転業務委託については、入札によって決定しているわけですが、その仕様書の中で、運転員の教育研修とか、健康診断、この辺を仕様書にうたいまして、入札によって決定しているところであります。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） すみません、補足で。実際の研修とか教育、この件についてはどうということ

をやったかというものもしっかりと提出をしていただいております。ただ、それで完璧だということはありません、こういう事案が発生するので。今後その辺はもう少し徹底して深掘りしていきたいというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○16番（姫路 敏君） 今後もしそれで、このような事故というのはあんまりないと思うのですが、何かの事故が続くようであれば、やっぱり運転手はプロフェッショナルである2種免許を持っている人ではないと運転できないというぐらいまでやらないと、またそんなことになってしまう。しかし、今言うように、募集しても運転手すらなかなか入ってこないということになれば、それにまたハードル高くして、2種免許を持っていてバスの経験がある人なんて言えば、なかなか見つからないとは思いますが、強いて言えばそこまでやっぱり追求していかないと難しいのだらうなと思います。いろいろあるかもしれませんが、この際、いろいろな部分で見直ししていただきたいと思います、こういうふうに思います。

以上です。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わり、諸般の報告を終わります。

日程第3 請願第3号 瀬波船だまりへドロ浚渫工事早期実施の請願

請願第4号 J R 米坂線早期復旧のための請願

請願第5号 河内集落と同じ条件で合併処理浄化槽の運営をお願いする請願

請願第6号 「30人以下学級実現・教職員定数の改善・働き方改革・義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める」に係る意見書の採択を求める請願書

○議長（三田敏秋君） 日程第3、請願第3号から請願第6号までの4件を一括して議題といたします。

本件は、請願文書表のとおり、関係所管常任委員会に付託をし、休会中御審査願ったものですが、委員長から審査報告書が議長宛てに提出をされております。

最初に、経済建設常任委員長から審査の概要について報告をお願いします。

経済建設常任委員長。

〔経済建設常任委員長 河村幸雄君登壇〕

○経済建設常任委員長（河村幸雄君） ただいま上程されております請願第3号及び請願第5号について、その審査の概要と結果について御報告申し上げます。

去る6月19日午前10時から第1委員会室において、委員全員、副議長及び紹介議員出席の下、経

済建設常任委員会を開会し、請願第3号及び請願第5号について、それぞれ所管課に同席をいただき、審査を行いました。

初めに、請願第3号について、紹介議員からの補足説明と請願者からの趣旨説明を受けた後、審査に入りました。

審査において、委員より、行政側も予算立てを行い、計画的にやろうと請願者の気持ちを捉えて住民説明もきちんとしていきたいとの説明があり、これを後押ししていきたいとの意見がありました。

次に、討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、請願第3号は起立全員にて採択すべきものと決定しました。

次に、請願第5号について、紹介議員から補足説明と請願者からの趣旨説明を受けた後、審査に入りました。

審査において、委員より、河内方式に移行するコストはそこまでではなく、それよりも高齢化に優しい合併処理浄化槽運営を望んでいるのであれば、議会としては行政側に検討の材料を与えて十分に検討してもらいたいとの意見がありました。

次に、討論を求めたところ、賛成討論が1件あり、起立採決の結果、請願第5号は起立全員にて採択すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

次に、総務文教常任委員長から審査の概要について報告をお願いします。

総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長 高田 晃君登壇〕

○総務文教常任委員長（高田 晃君） ただいま上程されております請願第4号及び請願第6号については、去る6月17日午前10時より、市役所第1委員会室において、委員全員、議長及び紹介議員出席の下、総務文教常任委員会を開会し、請願第4号については、所管課にも同席いただき、審査を行いました。その審査概要と結果について報告いたします。

初めに、請願第4号 JR米坂線早期復旧のための請願を議題とし、紹介議員から補足説明を求め、請願者から請願の趣旨説明を受けた後、審査に入りました。

審査では、委員より、米坂線の存廃の問題を自治体、地域住民とも懇談を深めた中で考えていくべきとの意見。

委員より、東日本大震災のときに、太平洋側から日本海側に逃げてくるときに米坂線が非常に大きな力を発揮した。災害復旧は、まず国の責任でやるべき。市として、また議会として期成同盟会

も含めて考えていくべきと感じるとの意見。

委員より、県境をまたいだ重要な路線であり、山形と力を合わせて、この県北地域を振興していかなければならない。鉄道と道路と両方しっかりこれからも残していかなければならないと思うので、ぜひこの運動を進めていただきたいとの意見。

以上のとおり審査を終結し、討論を求めたところ討論なく、起立による採決を行った結果、請願第4号は起立全員にて採択すべきものと決定しました。

次に、請願第6号 「30人以下学級実現・教職員定数の改善・働き方改革・義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める」に係る意見書の採択を求める請願書を議題とし、紹介議員から補足説明を求め、請願者から請願の趣旨説明を受けた後、審査に入りましたが、意見なく、討論を求めたところ、賛成討論が1件あり、起立による採決を行った結果、請願第6号は起立全員にて採択すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、請願第3号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、請願第3号は採択することに決定をいたしました。

次に、請願第4号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、請願第4号は採択することに決定をいたしました。

次に、請願第5号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、請願第5号は採択することに決定をいたしました。

最後に、請願第6号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、請願第6号は採択することに決定をいたしました。

日程第4 議第53号 村上市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

議第54号 村上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議第55号 村上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議第56号 財産の取得について

議第57号 財産の取得について

○議長（三田敏秋君） 日程第4、議第53号から議第57号までの5議案を一括して議題といたします。

本案は、いずれも総務文教常任委員会に付託をし、休会中御審査願ったものですが、委員長から議長宛てに審査報告書が提出されております。

初めに、委員長から審査の概要について報告をお願いします。

総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長 高田 晃君登壇〕

○総務文教常任委員長（高田 晃君） ただいま上程されております議第53号から議第57号までの5議案について、先ほど報告いたしました請願の審査に引き続き、理事者出席の下、審査を行いました。その審査の概要と結果について御報告いたします。

初めに、議第53号 村上市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

説明の中で、定例会初日において、姫路議員より、期日前投票管理者の1時間当たりの報酬額が記載されているが、これが新潟県の最低賃金を下回っているのはおかしいとの指摘があり、所管常任委員会の審査の中で回答を求められた件について、選管・監査事務局長から次のような説明がありました。この件について、国の機関に確認したところ、投票管理者の報酬は最低賃金法を利用する余地はなく、最低賃金法の適用範囲外であるとの見解をいただいた。理由としては、投票管理者の報酬が条例で定められていること、また労働者に対して毎月支払われる生活給的な給料賃金は最

低賃金の適用対象になるが、投票管理者のように生活給としての要素を持たず、臨時に支払われる報酬については最低賃金法の適用範囲外となるとの説明。

次に、質疑を求めたところ、さしたる質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第53号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第54号 村上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について及び議第55号 村上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についての2議案を一括議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、現状として年間どのくらいの対象者がいるのかとの質疑に、小学校就学の時期に達するまでの子を持つ男性職員92名、女性職員56名、計148名が対象になるわけだが、現在利用中の職員は4名との答弁。

以上で質疑を終結し、初めに議第54号について自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第54号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第55号について自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第55号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第56号 財産の取得についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、一般的に設計をするときに3者以上の見積りを取って設計額を決めると思うが、このたびの入札に当たり、1者見積りでは設計の参考にならないのではないかと質疑に、見積りに関しては基本として複数者から取ることとしているが、1者見積りだったということで、その辺チェックが働いていなかったとの答弁。

ほかにさしたる質疑なく、審査を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第56号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第57号 財産の取得についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、新潟県の共同調達ということだが、対象となった県内の自治体というのは村上市のほかどこかの質疑に、今回県の共同調達に参加することが国庫補助の要件になっており、県内30市町村全て、この共同調達に参加している。ただ、選択した機種が村上市のようにiPadの市町村もあれば、他の機種を選択している市町村もある。令和7年度更新ということで、iPadを選択してプロポーザルに参加している自治体は17自治体との答弁。

ほかにさしたる質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立に

よる採決を行った結果、議第56号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

16番、姫路敏君。

○16番（姫路 敏君） 御苦労さまです。議第53号でしたっけ、特別職の選挙関係です。確かに国の言わんとするところは分かります。しかしながら、そこに立会人とか来たりなんなりというのは、いわゆる区長さんをお願いして、誰かを選任して来てもらったりという、現実的にはそういうところが多いと思うのです。1日のために動く。朝の7時から基本的には夜の8時までですから、13時間の拘束をするわけではないですか。確かに国の言わんとする、それで生活給を出しているわけでも何でもないのでということと言われれば、ああ、そうかとは思いますが、私はやっぱり新潟県の最低賃金がしっかりとなっているのであれば、そこに、労務ではないですか。はっきり言って、そこに来て仕事をしてもらうわけですから。確かに国のほうは条例で決まっているのだから、それでよろしいということは、国のほうの言い分ではあるかもしれませんが、やっぱりもう少しその辺を考えた村上市独自の金銭的な感覚でつくり上げるというのも私は、国が言ったままの金額でそのままのせるのではなくて、それも地方自治体として見れば、住民のやっぱり協力を求めてやっているわけですから、そこは大きく私は考えるべきだろうと、こういうふうに思います。私も質疑聞いていて、ああ、なるほどなと、これでもう何も言うことはない。逆に言うことがない、変えないでよかった、よかったでは困るなと。私は、その部分でいうと、今後も委員会として、ちょっとその辺のところも協議していつてもらいたいと、委員会としてそう思っていますけれども、委員長、どういうふうにお考えですか。

○議長（三田敏秋君） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（高田 晃君） 姫路議員の御意見も承りましたが、今の説明にもあったとおり、国の総務省あるいは労働局に選管事務局のほうで確認して、国の方針として、これ法にも定められておりますし、条例にも定められているということで、多分全国、どの選管でも同様の対応をしているのではないかなというふうには思いますが、今姫路議員からの御意見、承りましたので、また持ち帰って委員会としてちょっと協議する時間も設けていきたいなというふうに思います。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○16番（姫路 敏君） 現実的な問題として、立会人とか容易でないとっていました。聞いたことはあるかと思いますが、すごく拘束されて、そして金銭的にいえば、幾らぐらいですか、1万円ぐらいですか。とってもではないが、人にも頼めないと。この言葉を国の考えている連中に、連中と言ったら叱られるかもしれないけれども、国の考えている官僚さん方々にしっかりと、あなた、現場来て13時間ここにいてみると、そのぐらいの勢いで地方自治体から上げてやらないといけない。私は、それが改革だと思うし、それがやっぱり村上市だということで、私はかえって、そし

て村上市は、あなた方は1万円だかもしれないけれども、うちは2万円払っているよというぐらいの自治体のやっぱり器量を出してもらいたいと私は思います。

したがって、そういうことで、ぜひ今委員長言われるように、もう一度その部分について、ちょっと委員会内で協議してもらいたいと、こういうふうに思いますが、答弁はよろしいので、よろしく願いいたします。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第53号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第53号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第54号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第54号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第55号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第55号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第56号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第56号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議第57号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第57号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議第58号 村上市国民健康保険税条例及び村上市介護保険条例の一部を改正
する条例制定について

議第59号 村上市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正す
る条例制定について

○議長（三田敏秋君） 日程第5、議第58号及び議第59号の2議案を一括して議題といたします。

本案は、いずれも市民厚生常任委員会に付託をし、休会中御審査願ったものですが、委員長から議長宛てに審査報告書が提出されております。

最初に、委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

市民厚生常任委員長。

〔市民厚生常任委員長 鈴木一之君登壇〕

○市民厚生常任委員長（鈴木一之君） ただいま上程されております議第58号及び議第59号の2議案について、その審査の概要と結果について御報告いたします。

去る6月18日午前10時から市役所第1委員会室において、委員全員、議長、副市長及び理事者出席の下、市民厚生常任委員会を開会いたしました。

初めに、議第58号 村上市国民健康保険税条例及び村上市介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、新型コロナウイルスに関しての減免規定をなくすということだが、実際のコロナウイルスとの5類移行と時間がずれているようだが、その理由はとの質疑に、感染症の位置づけは令和5年5月に5類に移行しており、その時点では新型コロナウイルスの感染については減少はしていたものの、感染者数ゼロではなかったため、減免規定については残していた。令和5年、令和6年の2年間、コロナウイルス感染影響による減免申請はなかったため、このたび削除することとなったとの答弁でありました。

ほかにさしたる質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第58号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第59号 村上市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、自由討議を求め

たが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第59号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第58号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第58号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第59号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第59号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 議第60号 村上市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定
について

議第61号 財産の取得について

議第62号 財産の取得について

議第63号 財産の取得について

議第64号 財産の取得について

○議長（三田敏秋君） 日程第6、議第60号から議第64号までの5議案を一括して議題といたします。

本案は、いずれも経済建設常任委員会に付託をし、休会中御審査願ったものですが、委員長から議長宛てに審査報告書が提出されております。

初めに、委員長から審査の概要について報告をお願いします。

経済建設常任委員長。

〔経済建設常任委員長 河村幸雄君登壇〕

○経済建設常任委員長（河村幸雄君） ただいま上程されております議第60号から議第64号までの5

議案について、その審査の概要と結果について御報告申し上げます。

初めに、議第60号 村上市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、公共下水道や集落排水事業等において、今後の統廃合についての見解はいかがかとの質疑に、令和7年からの10年間で7つの集落排水事業を統合する予定で、他の集落排水事業等についても事業展開が可能かどうか検討中であるとの答弁。

ほかにさしたる質疑なく、以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、議第60号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第61号から議第63号 財産の取得についてを一括議題とし、担当課長から説明を受けた後、一括質疑に入りました。

委員より、今回の財源として活用した緊急自然災害防止対策事業債のような有利な財源は今後もあるのかとの質疑に、今回活用して起債が継続になるのかも含めて今後も情報収集し、より有利な起債を活用していきたいとの答弁。

委員より、市内の重機整備業者から人手不足との声も聞かれてくるが、入札の方法を市内事業者が受注できるような仕組みを検討したらどうかとの質疑に、地元の事業者が受注機会を失うことのないように、入札の手法や在り方について検討していきたいとの答弁。

ほかにさしたる質疑なく、以上で一括質疑を終結し、まず議第61号について自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、議第61号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第62号について自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、議第62号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第63号について自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、議第63号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第64号 財産の取得についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、村上周辺まちづくり事業で整備された交流施設の完成、オープンはこの質疑に、令和5年8月に公表した以来変更なく、令和12年度の供用開始という目標で実施しているとの答弁。

委員より、市に寄附してもらったジャスコ跡地を工事開始までの間、駅前商店街の来訪者に向けて開放できないものかとの質疑に、近隣に民間で営んでいる駐車場もあるが、駅前商店街や区長等とも相談していきたいとの答弁。

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、議第64号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第60号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第60号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第61号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第61号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第62号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第62号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第63号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第63号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議第64号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第64号は委員長報告のとおり可決されました。

それでは、11時10分まで休憩いたします。

午前10時58分 休 憩

午前11時10分 開 議

○議長（三田敏秋君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

日程第7 議第65号 令和7年度村上市一般会計補正予算（第2号）

議第66号 令和7年度村上市水道事業会計補正予算（第1号）

議第67号 令和7年度村上市下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（三田敏秋君） 日程第7、議第65号から議第67号までの3議案を一括して議題といたします。

本案は、関係所管常任委員会に付託をし、休会中御審査願ったものですが、各委員長から審査報告書が議長宛てに提出されております。

各委員長から審査の概要について報告をお願いします。

初めに、一般会計予算決算常任委員長から審査の概要について報告をお願いします。

一般会計予算決算常任委員長。

〔一般会計予算決算常任委員長 大滝国吉君登壇〕

○一般会計予算決算常任委員長（大滝国吉君） ただいま上程されております議第65号 令和7年度村上市一般会計補正予算（第2号）については、当委員会に設置した総務文教、市民厚生、経済建設の各分科会で、6月17日から19日までの間、各所管分の審査を行いました。各分科会の審査が終了したことから、6月24日午前10時から一般会計予算決算常任委員会を開会したので、審査の概要と結果について報告を申し上げます。

議第65号のうち総務文教、市民厚生、経済建設の各分科会所管分については、3つの分科会とも起立全員で原案のとおり可決すべきものと態度を決定したとの各分科会長から報告がありました。それぞれの分科会長報告に対し質疑を求めたところ、総務文教分科会長の報告に対し、委員より、仮設トイレの借上料等を市が直接業者に支払うことになるのは村上大祭だけで、瀬波大祭、岩船大祭は同様にしないのかとの質疑に、村上大祭、瀬波大祭、岩船大祭のいずれも同様に対応すると分科会質疑の際、説明があったとのことでした。

ほかにさしたる質疑がなく、次に自由討議を求めたところ、姫路敏委員から、瀬波船だまりのヘドロしゅんせつ工事について、地元の方々もヒ素があったということは非常にびっくりしており、5年間とは言いながらも早めに進めていただきたいとの意見がありました。

次に、討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、議第65号は起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

次に、経済建設常任委員長から審査の概要について報告をお願いします。

経済建設常任委員長。

〔経済建設常任委員長 河村幸雄君登壇〕

○経済建設常任委員長（河村幸雄君） ただいま上程されております議第66号及び議第67号の2議案について、その審査概要と結果について御報告申し上げます。

初めに、議第66号 令和7年度村上市上水道事業会計補正予算（第1号）を議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、議第66号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第67号 令和7年度村上市下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、本年1月に埼玉県八潮市で発生した道路の大規模陥没のように、村上市内において道路陥没というような事例はあるかとの質疑に、市内においては大規模陥没は存じていないとの答弁。

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、議第67号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第65号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第65号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第66号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第66号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議第67号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第67号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 議第68号 令和7年度村上市一般会計補正予算（第3号）

○議長（三田敏秋君） 日程第8、議第68号 令和7年度村上市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第68号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、令和7年度村上市一般会計補正予算（第3号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ430万円を追加し、予算の規模を403億2,650万円にしようとするほか、地方債の補正を行うものであります。

補正の内容といたしましては、1点目として、公共施設照明のLED化事業における各支出項目の事業費調整を行うものであります。公共施設照明設備LED化業務委託につきましては、公募型プロポーザルを実施し、受託候補者を村上電気工事協同組合に決定したところでありますが、仮契約の締結に際し、施設ごとの予算額と提案金額との調整を図る必要があることから、予算の組替えを行うものであります。

2点目として、公用車に搭載したテレビのNHK受信契約が未契約であったことに伴うNHK受信料を計上いたしました。

歳入におきましては、第19款繰入金で公共施設照明のLED化事業における事業費の調整により、環境衛生基金繰入金20万円を減額し、第20款繰越金では前年度繰越金480万円を追加し、第22款市債では公共施設照明のLED化事業における起債額の調整を行い、30万円を減額しようとするものであります。

歳出におきましては、第2款総務費で本庁舎管理経費の照明設備LED化業務委託料などで

1,949万円を追加し、第3款民生費では保育園運営経費の照明設備LED化業務委託などで223万6,000円を減額し、第9款消防費では常備消防総務一般管理経費のテレビ受信料で266万5,000円を追加し、第10款教育費では体育施設経費の照明設備LED化業務委託料などで1,567万8,000円を減額しようとするものであります。

よろしく御審議の上、原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） ただいま議題となっております議第68号 令和7年度村上市一般会計補正予算（第3号）の質疑については、さきに議会運営委員会において御協議をいただいたとおり、歳入は1人3回まで、歳出は款ごとに1人3回までといたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

初めに、歳入について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで歳入について質疑を終わります。

次に、歳出について質疑を行います。質疑は款ごとに行います。

最初に、第2款総務費について質疑はございませんか。

5番、上村正朗君。

○5番（上村正朗君） それでは、お聞かせ願いたいと思います。どこで聞けばいいのかちょっとあれなので、全体の関係なので、最初の総務費でお聞きしたいと思います。この契約の仕方がちょっとよく分からないので、お聞かせいただきたいのですが、公募型プロポーザルを行って村上電気工事協同組合と随意契約ということで、補正後の予算が3億2,100万なのなのですが、契約の仕方としては村上市と協同組合がもちろん契約はするのですが、この中身、いろんな工事ごとで何千万、何百万というのが出ているので、その辺も何か契約の中で、この工事について何百万、この工事について何千万、そういうような契約になるのか、ちょっとその辺お聞かせいただければなと思います。

○議長（三田敏秋君） 環境課長。

○環境課長（大滝誓生君） 今回公募型プロポーザルに当たりましては、今年度実施します公共施設、17施設一括してプロポーザルで発注するということで募集かけさせていただきました。契約に当たりまして、この17施設一括で契約をするということで予定しております。ただ、予算につきましては、それぞれの所管ごとに組ませていただいておりますので、それぞれ個別に提案金額を出しますと、上下の差が生じているものですから、そこを調整させていただいて契約をしたいというところでございます。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○5番（上村正朗君） すみません。3問しかないのですが、なかなかあれなのなのですが、そうするとプロポーザルの提案のときに、この工事については何百万とか、何千万とか、そういう提案があって、それで、どうあれしたらいいか分からないのですが、契約書の中で工事ごとの額という

のは出てこないということですか。あくまでも3億2,000万が一括でどんと出てくる。あとは、個々の工事の割り振りみたいなのは組合さんをお願いするみたいな形なのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 環境課長。

○環境課長（大滝誓生君） 今ほど議員のおっしゃったとおりなのですが、この17施設のほうなのですが、こちらのほうの金額につきましては、公募型プロポーザルを募集する際に募集要項を定めておりまして、そちらのほうで17施設全体の上限額を3億二千何がし、予算額として募集をかけております。ですので、募集、提案する事業者につきましては、その金額を上限に提案してくるというところでございまして、全体額での提案となっております。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 個別の施設ごとにそれぞれかかる経費ありますので、それは仕様書の中で明確になっています。ですから、設計もそういう形で多分工事の進捗に合わせて、当然これだけの規模感でありますので、前払い、部分払いも当然発生すると思いますので、その都度、その工事の内容についてはそこで精査をさせてもらいたいと思いますけれども、契約の内容、総額はいいのだけれども、個別の施設ごとの契約金額、出ているのか、出ていないか、そのこと答弁してください。

○議長（三田敏秋君） 環境課長。

○環境課長（大滝誓生君） 失礼しました。募集要項の中では、それぞれ一つ一つの施設の金額は出てございません。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○5番（上村正朗君） 個別について、また後で個別に聞きに行きたいと思いますので、よろしくお願いします。

それと、今回はやはり3億2,000万という大きな事業費ですので、私も地元の業者さんにぜひ仕事は取っていただきたいと思いましたので、そういう意味では非常に結果としてはよかったのかなと思いますけれども、やっぱり公募型プロポーザルでやって、本来プロポーザルという、もうちょっと何か専門的なというか、独創的ないろんな企画の提案という内容のもの、そういう手法なのかなと思うので、こういうやり方しかなかったのかなとは思いますが、もうちょっと公募型プロポーザルではあるのだけれども、例えば1社というか、1組合ではなくて、もうちょっと複数のところ、事業者に参加してもらって、いろいろ切磋琢磨といいますか、ある意味での価格だけではない競争原理が働くようなものが必要なのかなと思いますけれども、最後に市長にお聞きしますが、今回のものについて、繰り返しますが、地元の事業所さんに仕事が行ったというのは非常に私もいいことだと思いますけれども、何かその契約に至るまでの手法が公募型プロポーザルしかなかったのかな。もうちょっとほかの手法はないのかなというところで、どうも何かちょっと腹にすんと落ちない部分はあるのですけれども、その辺もし市長のお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 議員御指摘の部分は徹底的に悩みました、実は。どういう形がいいのかというところで。まず、前提としては地元事業者優先で、全部の事業体の方にお仕事に参画をしてもらいたいということを考えました。ところが、この工事組合に全部が加入しているわけでありませんので、その方々との連携も含めて、協力事業者としての連携も含めて、そんなことにも取り組んでくれというような話をしながら、仕様も固めさせていただいてプロポーザルを実施したという、実は経緯があります。その際に今回の組合組織の中にも様々な事業体がありまして、LED化するに当たっても非常に先進的な技術をもう既に提供していただいている事業者もあります。ですから、本来大きなところ、全然エリア設定をしないでやろうとしてやったときに、いろんな方入ってきますので、そうすると、やっぱり大手になかなか対抗するのが難しいという部分もありました。ですから、その辺も含めて、最低限こういう形で地元の事業体のほうに仕事が行く。加えて、LED化するに当たって、いろんな手法あります。全体そのものを取っ替える場合もありますし、管だけを取っ替える場合もあります。でも、今後のことを考えたときに、こうだよね。また、こういうふうな資機材を使ったほうがいいよねという提案も含めていただいたということで、ある程度、今現在、存在する技術の中で相当なハイレベルのもので今回LED化を進めることができるのではないかなということで、この事業者と契約を結ばさせていただいたということでもあります。

○5番（上村正朗君） 以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（三田敏秋君） 3番、野村美佐子さん。

○3番（野村美佐子君） 1つお聞きします。

今のお答えだと、各それぞれの本庁舎とか、体育館とかで予算が、金額が組まれているということではないということでしたので、ちょっと質問があれかもしれないのですが、本庁舎のやつが4,132万8,000円のところ、今回1,741万2,000円補正予算でプラスになったということで、非常に大きなプラスだなと思ったのですが、体育館がその分大きく減っているのですが、そういう今回の補正予算のプラスやマイナスというのは、個々で組んでいないとすれば、どういうことで配分されたものなのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 今回参考資料でお示ししました、各款にそれぞれの庁舎ごとの経費出ています。これがある意味内訳であります。原設計の段階では、本庁舎のやつから4,100万円で積算をして、これらの参考見積りを徴して、この庁舎に対してLED化するとどのくらいかかるか、そういうふうな形の積み上げをさせていただきました。その中で具体的に申し上げますと、この議会棟の部分の足場経費、これが入っていなかったということで、これは原設計をつくったときの設計の段階での漏れ落ちだったというふうに思っております。今回事業者から提案があったのが、ここはそういうふうな形のものが要りますということで今回補正の追加。ただ、全体としてはこの額でという

ことで、全体をトータルで見ますと収まっているわけでありますので、そのところを配慮していただいて応札していただいたということであります。ですから、今回参考資料でお示しした内容がそれぞれの庁舎ごとの内訳だという御理解をいただければなと思っております。

○議長（三田敏秋君） 野村美佐子さん。

○3番（野村美佐子君） ありがとうございます。

1つだけ、ここで質問していいのかあれなのですが、この庁舎というのは、もう10年、20年はこのままで使っていくという、私たちも思いでよろしいのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 非常にデリケートな御質問だと思っておりますけれども、今回免震工事は終わっております。今回耐震化を調整をさせていただきました。現在、空調設備ですか、これの実施設計スタートさせますけれども、躯体の部分についてはまだ使えるという実は診断結果をいただいております。ただ、今後の状況を踏まえて、少し庁舎のリニューアルというのですか、それについては考えていかなければならないだろうなということで、現在、次の総合計画に向けての議論をスタートさせていますけれども、その中でどういうふうな、そこで落とし込みができるのか、するのか、しないのかも含めて、その部分については現在調整中だということで御容赦をいただきたいというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 野村美佐子さん。

○3番（野村美佐子君） 分かりました。ありがとうございます。

○議長（三田敏秋君） 16番、姫路敏君。

○16番（姫路 敏君） それでは、第2款のところですので、テレビ受信料、NHK関係なのですが、それぞれの款ごとに様々ございますが、第2款としての中で総務課のところ、あと神林支所、朝日支所、山北支所、それぞれございますが、これ、何台分のやつですか、全て。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（長谷部俊一君） 今ほどのお尋ねでございますけれども、一般管理経費、こちらがマイクロバス1台になりますし、それから神林支所のほうの経費、こちらが乗用車になりますが、1台、朝日支所の部分がマイクロバス1台、山北支所の一般管理経費が1台ということで、合計4台でございます。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○16番（姫路 敏君） これ、全体の課にわたって受信料のということで支払っていきますけれども、こういった部分というのは、総務課として何台分でどうだということで一括で、例えば全部合わせると455万円ほどなのですが、そういった記載というかはできないわけなのですか。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（長谷部俊一君） 今回の予算につきましては、それぞれ今所管ごとに予算を持っております。

ますので、予算書についてはそのように振らせていただきました。分かりにくい部分がございましたので、本日配付の資料のところで、NHK受信料ということで一覧表をつけさせていただいておりますので、そちらのほうで御確認をいただきたいというふうに思っているのですが、全体での数字につきましては、議員も御承知かもしれませんが、車両で42台ということで一覧表のほうも示させていただきます。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○16番（姫路 敏君） 今2款のところだけでも結構なのですが、4台ということなのですが、これ、今後受信料というのがこれで終わりではなくて、これは今までの分のものですし、今後、今月からでも来月からでも出てくるわけですがけれども、これはやっぱり課ごとにそういったものを予算に上げていくということですよ。これは、今回ののがその遅延分というか、そういったものを上げなかった部分に対しての、いわゆる補填であって、今後そうすれば、年間分の幾ら上がるのですか。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（長谷部俊一君） 遡りといいますか、未契約だった部分につきましては439万7,000円という金額でございます。今ほどの令和7年度部分で今未契約だった部分がございますので、その分で令和7年度加算になる金額が15万3,000円ということでございます。比較的數字が小さいという感じがするのですが、令和7年度以降の部分につきましては、スクールバス、それから保育園のバス、こういったものについては減免基準に該当するということで減額になりますので、そのような金額になってございます。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○16番（姫路 敏君） 今第2款の4台分で15……

○議長（三田敏秋君） 3問終わったので。3問終わったのだ。

○16番（姫路 敏君） 3問終わった。

○議長（三田敏秋君） うん、3問終わった。

○16番（姫路 敏君） もう終わった。では、次の款でもっとじっくり。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（長谷部俊一君） すみません。私、今2款の質疑でございましたが、全体のお話をしたほうがよろしいかと思ひまして、数字のほうは全体の数字を申し上げたところでございますので、令和7年度の受信料としての15万3,000円というのは、今回予算立て、全て合計した金額でございますので、御了承いただきたいと思います。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで第2款総務費について質疑を終わります。

次に、第3款民生費について質疑はございませんか。

5 番、上村正朗君。

○5 番（上村正朗君） すみません。委員会の付託がないので、細かい質問で大変恐縮でございます。
保育園の運営経費のLEDで140万円ほど減っているわけですが、4 園ということなのですか、
けれども、どこの保育園だかちょっと教えていただきたいと思いますが。

○議長（三田敏秋君） 環境課長。

○環境課長（大滝誓生君） こちらの4施設の保育園につきましては、荒川保育園、向ヶ丘保育園、
みのり保育園と山北そらいろ保育園の4保育園になります。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○5 番（上村正朗君） そうすると、指定管理のところが多いわけですが、全体、公立のところ
も含めて保育園の数が多いと思うのですが、この4園を選定した理由というのはどういう
理由なのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 環境課長。

○環境課長（大滝誓生君） こちらを選定した理由といたしましては、公共施設で常時職員が常勤し
ていて、なおかつ電気使用量が大きい施設を優先して整備していこうという方針に基づいて、この
4施設を決めたところでございます。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○5 番（上村正朗君） では、その後も残りの公立保育園、それからほかの公共施設も含めてという
ことなのですか、今後も、来年度以降も残されたところは順次やっていくという予定、今は
っきりしないのかもしれませんが、現時点でどういうふうに考えているのかお示しいただき
たいと思いますが。

○議長（三田敏秋君） 環境課長。

○環境課長（大滝誓生君） こちらに該当していない保育園につきましても、順次計画して整備して
いく予定でございます。

○5 番（上村正朗君） 3問終わりましたが、質問としては保育園だけではなくて、ほかの公
共施設も含めてどうなのかという……

○環境課長（大滝誓生君） 失礼しました。これだけではなくて、ほかの施設も含めまして、年次計
画を立てて整備を進めてまいります。

○5 番（上村正朗君） ありがとうございました。

○議長（三田敏秋君） ほかに民生費についてございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで第3款民生費について質疑を終わります。

次に、第9款消防費について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで第9款消防費について質疑を終わります。

次に、第10款教育費について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで第10款教育費についての質疑を終わります。

次に、第14款予備費について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで第14款予備費についての質疑を終わります。

最後に、第2条、第2表、地方債補正について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議第68号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第68号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議員発議第4号 「30人以下学級実現・教職員定数の改善・働き方改革・義務教育費国庫負担制度2分の1復元」に係る意見書の提出について

○議長（三田敏秋君） 日程第9、議員発議第4号 「30人以下学級実現・教職員定数の改善・働き方改革・義務教育費国庫負担制度2分の1復元」に係る意見書の提出についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明をお願いします。

7番、富樫雅男君。

〔7番 富樫雅男君登壇〕

○7番（富樫雅男君） ただいま上程されました議員発議第4号 「30人以下学級実現・教職員定数の改善・働き方改革・義務教育費国庫負担制度2分の1復元」に係る意見書の提出について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、去る6月17日に開催されました総務文教常任委員会で審査され、採択された請願に基づく意見書の提出についてであり、村上市議会会議規則第14条の規定により提出するものです。

意見書の内容については、皆様に配付されております資料に記載のとおりですが、学級編制標準

の引下げを検討し、30人以下とすること。学校の働き方改革、教職員の長時間労働是正を実現するため、教員の増員や少数職種の増員、配置増など教職員定数改善を推進すること。自治体で国の標準を下回る学級編制標準の弾力的運用の実施ができるよう加配の削減は行わないこと。また、新規採用を持続的に確保すること。また、教職員が専門性を発揮し、意欲を持って働くことができるよう、処遇改善に必要な財政措置を講じること。そして、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の国庫負担割合を2分の1に復元することを求めるものです。

提出先は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、衆議院議長、参議院議長であります。

賛成者は、魚野ルミ議員、尾形修平議員、鈴木いせ子議員、菅井晋一議員、野村美佐子議員、高田晃議員、そして提出者は私、富樫雅男でございます。

以上、提案理由の説明を申し上げました。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君）　これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君）　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君）　討論なしと認めます。

これから議員発議第4号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君）　投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議員発議第4号は原案のとおり可決されました。

日程第10　議員発議第5号　地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について

○議長（三田敏秋君）　日程第10、議員発議第5号　地方財政の充実・強化に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明をお願いします。

7番、富樫雅男君。

〔7番　富樫雅男君登壇〕

○7番（富樫雅男君）　ただいま上程されました議員発議第5号　地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、去る6月17日に開催されました総務文教常任委員会の協議会で審査され、願意了承された陳情に基づく意見書の提出についてであり、村上市議会会議規則第14条の規定により提出するものです。

意見書の内容につきましては、皆様に配付されております資料に記載のとおりですが、令和8年度政府予算、また地方財政の検討に当たっては、現行の地方一般財源水準の確保より積極的に踏み出し、社会全体として求められている賃上げ基調にも相応する人件費の確保を含めた地方財政を実現することを求めるものです。

提出先は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、デジタル大臣、内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画、共生・共助）、衆議院議長、参議院議長であります。

賛成者は、魚野ルミ議員、尾形修平議員、鈴木いせ子議員、菅井晋一議員、野村美佐子議員、高田晃議員、そして提出者は私、富樫雅男でございます。

以上、提案理由の御説明を申し上げます。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議員発議第5号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議員発議第5号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議員発議第6号 鮭増殖事業に対して支援を求める意見書の提出について

○議長（三田敏秋君） 日程第11、議員発議第6号 鮭増殖事業に対して支援を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明をお願いします。

9番、小杉武仁君。

〔9番 小杉武仁君登壇〕

○9番（小杉武仁君） ただいま上程されました議員発議第6号 鮭増殖事業に対して支援を求める

意見書の提出について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、去る6月19日に開催されました経済建設常任委員会の協議会において審査され、願意了承された陳情に基づく意見書の提出についてであり、村上市議会会議規則第14条の規定により提出するものです。

意見書の内容については、皆様に配付されております資料に記載のとおりとなります。本市は、県内をはじめ、全国的にも鮭のまち村上と知られ、先人からの鮭文化が脈々と受け継がれており、大切な観光資源でもあります。しかし、近年の温暖化による海水温の上昇などの影響により、令和5年度、令和6年度とサケの遡上数が激減していることに加え、令和4年8月の豪雨災害により、三面川下流域に大量の土砂が蓄積された状況にあり、ウライ施設が機能しなくなったことで一括採捕ができなくなる状況が度々生じています。三面川における鮭の捕獲数は、令和5年度で7,260匹、令和6年度で5,519匹と、安定的に稚魚放流を行うために必要とする1万7,000匹を2年続けて大きく下回ることとなり、令和6年度の目標採卵数も確保することができず、稚魚の放流数が例年の10分の1程度まで落ち込み、もはや一刻の猶予も許されない深刻な状況にあると捉えています。1,000年以上続く本市の宝でもある鮭文化の継承につなげるためにも、ふ化増殖事業が継続できますよう、皆様からも御理解を賜りたく存じます。

また、河川環境改善やサケの生態を含めた調査の必要性もあることから、専門家などで構成するプロジェクトチームを結成し、現状を詳細に把握しつつ、持続可能なふ化増殖事業のため、全力で取り組めるよう支援を求めるものです。

提出先は、新潟県知事であります。

賛成者は、姫路敏議員、佐藤憲昭議員、富樫光七議員、河村幸雄議員、そして提出者は私、小杉武仁でございます。

以上、提案理由の説明を申し上げます。御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君）　これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君）　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君）　討論なしと認めます。

これから議員発議第6号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君）　投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議員発議第6号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議員派遣の件

○議長（三田敏秋君） 日程第12、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りをいたします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条の規定により、配付の議員派遣の件のとおり議員を派遣したいと思います。なお、内容に変更が生じた場合は、議長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 御異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は別紙のとおり決定をし、その内容の変更については議長に一任されました。

○議長（三田敏秋君） 以上で本日の日程は全て終了しましたので、会議を閉じ、令和7年第2回定例会を閉会といたします。

皆様には、長期間にわたり大変御苦勞さまでございました。

午前11時55分 閉 会